

職人の元気を守る



建設国保



建設労働者・建築職人がつかった健康保険



入院時1レセプトにつき **17,500円**を超えた分を償還

入院時の傷病手当金が**最高1日10,000円60日間**の給付

出産一時金や**葬祭費**などの現金給付の内容も充実

健診補助や**保養施設利用補助**など
各種保健事業も利用可能

仲間のための
建設国保です

今すぐ加入を



☎ **03-3462-5331** **建設ユニオン**

2025年度版

<https://www.kensetu-union.jp/> E-mail : honbu@kensetu-union.jp



入院したときの補償

45歳未満組合員の場合

入院時の国保の傷病手当金 + 組合共済傷病見舞金を合わせて

1日16,000円以上



組建国保加入条件と加入手続き

- 組建国保に加入する条件は？
建設産業に従事している労働者、職人、事業主であれば、加入できます。
- 組建国保に加入する手続は？
①家族全員の名前が記載された住民票（省略の住民票ではなく、世帯主・続柄等が記載されたもの）1通と印鑑。
②職種確認のため、個人事業主（労災保険の計算書・確定申告書の控・労働者名簿）、一人親方（確定申告書と内訳書の控、一人親方労災加入証明書）、従業員（源泉徴収票の写し、雇用証明書）、現在加入している健康保険の確認書類などが必要になります。詳しくは支部事務所窓口までお問い合わせ下さい。
※マイナンバーの記載と本人確認が必要となるため、加入する家族全員のマイナンバーが分かるもの（個人番号カード等）と申請者の身元確認書類（個人番号カード、運転免許証等）をご用意ください。
- しめきりと発効
毎月20日しめきりで、翌月1日から資格が発効します。
保険料は別紙を参照してください。

組建国保の主な給付内容

名 目	内 容	請求時に必要な書類
傷 病 手 当 金 (組合員本人のみ)	3年間で通院最高60日間 通院は保険料区分で日額が決まります ☆特1種 1日 4,000円 ☆第1種 1日 3,500円 ☆第2種A・B・C・D・E 1日 3,000円 ☆第3種A・B～6種 1日 2,500円 3年間で入院1日10,000円×最高60日間 ※ 連続して4日以上休業があった時、1日目から給付	組合にある所定の用紙に医師の証明をもらい、組合に提出します。(印鑑持参)用紙は請求すれば、郵送もします。
出 産 手 当 金 (組合員本人のみ)	入院 1日 10,000円 通院 1日 2,500～4,000円 ×産前42日、産後56日まで	
出 産 育 児 一 時 金 (本人・家族とも)	一児につき500,000円	
葬 祭 費	本人・家族とも70,000円	①印鑑 ②新生児が記載された住民票 ③出産時の病院の領収書
医療費償還金制度 ※加入以前に発生した傷病などは給付制限の場合あり	組合員が入院した際は、月単位1レセプト17,500円を越えた医療費が償還されます。	①印鑑 ②所定の用紙(葬祭費申請書)に医師の証明、または死亡診断書(写しでも可)、または住民票除票

※1レセプト(診療報酬明細書)…医療機関ごとに別々。同一医療機関でも入院、外来、歯科も別々。患者ごとに毎月1日から月末までが一月単位。

組建国保の補助制度

- 〈組合の集団健診〉
10,000円の補助(健診費用が14,000円未満の場合は、8,000円の補助)。
- 〈人間ドック・脳ドック〉
人間ドック20,000円、脳ドック30,000円、肺ドック20,000円の補助。
- 〈保養施設利用補助〉
組建国保が契約している保養施設(契約旅館)を組合員・家族が利用される場合、被保険者1人(3歳以上)につき年度内2回3,000円が補助されます。詳しくは支部事務所窓口まで。
- 〈インフルエンザ予防接種補助〉
被保険者(接種時に65歳未満)1人につき、2,000円を上限に年度中1回補助。
- 〈インフルエンザ以外の予防接種補助〉
被保険者1人につき、負担額の50%(2,000円を上限)を年度中1回補助。詳しくは支部事務所窓口まで。
- 〈東京ディズニーリゾート®利用補助〉
組建国保の被保険者がディズニーランド・ディズニーシーを利用する際、2,000円の利用券があります。
- 〈電話健康相談〉
医師の24時間常勤体制で、電話健康相談(無料)を行っています。気になる身体の症状、家庭看護介護に関する相談など健康と医療に関する相談を受け付けています。相談は下記のフリーダイヤルまでお願いします。
フリーダイヤル0120-4976-24
- 〈婦人科健診〉
女性被保険者が乳がん、子宮がん検診等、婦人科健診を受診したときには、年度内1回3,000円の補助。

組建国保の保険料

健 康 保 険 料			介護保険料	合 計
組 合 員 種 別		月 額	月 額	月 額
特1種A	40歳以上の法人事業主	31,200円	5,600円	36,800円
特1種B	30歳～39歳の法人事業主	25,600円	—	25,600円
特1種C	25歳～29歳の法人事業主	17,800円	—	17,800円
特1種D	25歳未満の法人事業主	14,700円	—	14,700円
第1種A	40歳以上の個人事業主	28,700円	5,100円	33,800円
第1種B	30歳～39歳の個人事業主	25,400円	—	25,400円
第1種C	25歳～29歳の個人事業主	17,500円	—	17,500円
第1種D	25歳未満の個人事業主	14,400円	—	14,400円
第2種A	50歳以上の一人親方	25,100円	4,700円	29,800円
第2種B	35歳～49歳の一人親方	24,700円	4,700円	29,400円
第2種C	30歳～34歳の一人親方	19,900円	—	19,900円
第2種D	25歳～29歳の一人親方	12,500円	—	12,500円
第2種E	25歳未満の一人親方	10,500円	—	10,500円
第3種A	35歳以上の男性従業員	19,700円	4,200円	23,900円
第3種B	30歳～34歳の男性従業員	19,200円	—	19,200円
第4種	30歳以上の女性従業員	16,700円	4,200円	20,900円
第5種	25歳～29歳の従業員	12,000円	—	12,000円
第6種	25歳未満の従業員	10,000円	—	10,000円
家族1人につき(4人まで)		5,100円	3,000円	8,100円
内、未就学児		3,600円	—	3,600円

※介護保険料の徴収は本人・家族共40歳から64歳まで。
※0歳児の保険料は2歳の誕生日まで徴収しません。2歳～小学校入学前までは、3,600円です。
※出産した被保険者の本人分保険料は4ヶ月(多胎の場合は6ヶ月)免除されます。
※育休する第3種～6種の組合員の保険料は育休期間に応じて免除されます。
※上記の健康保険料に加え、別途750円(埼玉分担金)を徴収させていただきます。